

下関市鳥獣被害防止対策協議会物品売買契約入札心得

1. 趣旨

(1) 下関市鳥獣被害防止対策協議会の物品売買の契約に係る一般競争入札（指名競争入札を含む。）（以下「競争入札」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、下関市契約規則（平成21年規則第29号。以下「契約規則」という。）、その他の規程に定めるものに準ずるほか、この心得の定めるところによるものとする。

2. 入札等

(1) 入札参加者は、当該競争入札に係る物品売買の仕様書（以下「仕様書」という。）を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

(2) 入札参加者は、当該競争入札に参加するに当たって、第1号様式により農林水産省の機関、山口県及び下関市から物品・役務契約に係る指名停止の措置を受けていないことを申し立てなければならない。この場合において、各様式に記載する必要事項が記されていることを前提として、類似した書面の使用も可とする。（以下第2号様式及び第3号様式の使用についても同じ。）

(3) 競争入札の入札書（以下「入札書」という。）は、第2号様式により作成し、案件名及び入札者の氏名を表記し、入札（開札）日時に提出しなければならない。

(4) 入札参加者は、入札書を一旦提出した後は、入札書の引き換え、変更又は取消を行うことはできない。ただし、下関市鳥獣被害防止対策協議会長が特に認めた場合はこの限りでない。

(5) 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、第3号様式によりその委任状を代理人に持参させなければならない。

(6) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該競争入札に対する他の入札参加者の

代理をすることはできない。

(7) 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

3. 入札の辞退

(1) 当該競争入札の入札参加者として指名を受けた者は、当該競争入札の執行（以下「入札執行」という。）が完了に至るまでは、いつでも当該競争入札を辞退することができる。

なお、辞退するときは、その旨を、次に掲げるところにより申し出るものとする。

① 入札執行前にあつては、入札辞退届（第4号様式）を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

② 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出して行う。

(2) 競争入札を辞退したことは、これを理由として、当該競争入札を辞退した者が以後の競争入札の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

4. 公正な入札の確保

(1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

5. 入札の取りやめ等

(1) 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、競争入札を公正に執行することができないと認めるときは、当該入札参加者を当該競争入札に参加させず、又は入札執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

6. 無効の入札

(1) 競争入札において、次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ① 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- ② 委任状を持参しない代理人のした入札
- ③ 記名押印を欠く入札書による入札
- ④ 金額を訂正した入札書による入札
- ⑤ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書による入札
- ⑥ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑦ 同一事項の競争入札について、他の入札参加者の代理人を兼ね、又は2人以上の入札参加者を代理している者のした入札

7. 決定

(1) 開札は、入札（開札）日時に入札者を立ち合わせて行う。

8. 落札者の決定

(1) 競争入札による落札者の決定は、入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

9. 再度入札

(1) 競争入札の開札をした場合において、各入札者による入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

10. 同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定

(1) 落札となるべき価格の入札をした入札者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

なお、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって当該競争入札の事務に関係のない職員にくじを引かせる。

1 1. 契約書等の提出

- (1) 物品売買契約書を作成する場合には、落札者は、契約担当者から交付された契約書案に記名押印し、これを契約担当者が示した日までに提出しなければならない。
- (2) 落札者が上記の期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。
- (3) 物品売買契約書の作成を要しない場合には、落札者は、落札決定後速やかに物品納入請書その他これに準ずる書面を契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者がこの必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

1 2. 異議の申立て

- (1) 競争入札において入札した者は、その入札後においては、この心得又は当該競争入札に係る物品売買仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

第 1 号様式

契約に係る指名停止に関する申立書

令和 年 月 日

下関市鳥獣被害防止対策協議会
会長 原田 達也 様

所 在 地

商号又は名称

代 表 者

印

当社は、貴協議会発注の物品・役務契約の競争参加にあたって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関、山口県及び下関市から物品・役務契約に係る指名停止の措置を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

第 2 号様式

入 札 書

金 額 _____ 円

件 名 令和 8 年度鳥獣被害防止総合対策交付金事業に係る鳥獣害防
止柵（電気柵）補正予算分の購入

上記の物品売買について、下関市鳥獣被害防止対策協議会物品売買契約入札
心得を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

入札者 所在地
氏 名 印

上記代理人
所在地
氏 名 印

下関市鳥獣被害防止対策協議会
会長 原田 達也 様

- (注) 1. 用紙の寸法は、日本産業規格 A 列 4 とする。
2. 金額は「アラビア」数字で記入する。
3. 金額の冒頭には、「¥」記号を記入する。

第3号様式

委 任 状

件 名 令和8年度鳥獣被害防止総合対策交付金事業に係る鳥獣害防
止柵（電気柵）補正予算分の購入

上記の件について、次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

（受 任 者） 氏 名 印

記

1. 入札書及び見積書の提出に関する権限
2. 前項に関し、復代理人選任及び解任に関する権限

令和 年 月 日

（委 任 者） 所在地
氏 名 印

下関市鳥獣被害防止対策協議会
会長 原田 達也 様

第4号様式

入 札 辞 退 書

件 名 令和８年度鳥獣被害防止総合対策交付金事業に係る鳥獣害防
止柵（電気柵）補正予算分の購入

上記の件について、入札参加者の指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

令和 年 月 日

届出者 所在地
氏 名 印

上記代理人
所在地
氏 名
印

下関市鳥獣被害防止対策協議会
会長 原田 達也 様